

旧上野台中学校キッチンエリア会員利用規約

(趣旨)

第1条 株式会社おいでなせえ（以下「甲」と言います。）が運営する旧上野台中学校キッチンエリア（以下「本施設」と言います。）の利用に関し、次のとおり会員利用規約（以下、「本規約」と言います。）を制定します。

2 第2条第1項に定める会員は、本規約の全ての記載事項について同意した上で、本施設を利用するものとします。

(会員)

第2条 本規約における会員とは、第3条に規定する会員登録手続きを行い、甲が会員となることを承認した者を言います。ただし、甲の判断により、会員登録手続きに際して審査を行い、承認しないことがあります。

会員種別	対象スペース	床面積	営業許可種別	備考
キッチン会員	厨房 A	18.21 m ²	菓子製造許可	
	厨房 B+飲食スペース	※50.80 m ²	飲食店営業許可	※内厨房 B は 15.38 m ²

- 2 会員登録は、個人名義となります。
- 3 本規約における本施設の利用とは、対象スペースを各営業許可の種別に応じ、利用又は本施設内の設備及び備品（以下「設備等」という。）を利用することであって、会員に対して本施設の排他的な占有権を認めるものではありません。なお、例外として甲の承諾により料理教室、イベント、セミナー、ワークショップ等を目的として利用することができます。
- 4 会員は、対象スペースを利用して、飲食店営業を行う場合または製造したものを販売する場合（以下「飲食店営業等」という。）は「食品衛生責任者」または「調理師」等それに準じる資格を有することを条件とします。
- 5 会員が対象スペースを利用して、飲食店営業等を行う場合は賠償責任保険に加入することを条件とします。なお、飲食店営業等を行わない場合であっても利用目的や利用頻度により、甲が必要と認められた場合は、賠償責任保険に加入することを条件とします。
- 6 複数人で利用する場合、会員が責任をもって他の利用者に対象スペースの使い方等を説明し、利用上のルールを遵守させるものとします。
- 7 会員は、会員の地位及びこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に貸与、譲渡又は担保の用に供することはできません。

(会員手続き)

第3条 会員登録は対面で行います。手続きに必要なものは次のとおりとし、必要に応じて甲が写しを取ることを承諾するものとします。

必要なもの	備考
写真付身分証明書	
保菌検査（検便）済証	6か月以内に受検のもの
「食品衛生責任者」または「調理師」等、それに準じる資格が確認できる受講修了証等	飲食店営業等を行う場合のみ
履歴事項全部証明書及びパンフレット等※	法人名義や屋号で利用する場合のみ

その他甲が必要と認めたもの	賠償責任保険の保険証書等
---------------	--------------

なお、18歳未満の者が利用を希望する場合は、その保護者が会員登録手続きをするものとし、保護者であることが確認できる書類を持参するものとします。

- 2 会員は毎年4月と10月に保菌検査（検便）済証を提出するものとします。
- 3 会員は、第1項の規定により提出又は提示した事項に変更があった場合、変更があった日より10日以内に甲へ申し出るとともに、変更を証する書面等を提出するものとします。
- 4 会員が前項の申し出を怠ったため、甲からの通知、送付書類等が延着した場合若しくは到着しなかった場合、これにより会員に何らかの被害や損害が生じた場合でも、甲は会員に対してその賠償責任を負わないものとします。

（利用料金・利用方法）

第4条 会員は、料金種別に応じて、次の料金を甲に支払うものとします。

対象スペース	貸出単位	料金種別（税込）／日	
		平日	土曜日曜
厨房A	1日	2,750円	4,400円
厨房B+飲食スペース	1日	2,750円	4,400円

- 2 厨房Bを利用する場合は、原則として飲食スペースにおいて飲食店営業を行うものとします。
- 3 飲食店営業等を行う場合は、調理にたずさわる全員分の保菌検査（検便）済証の写し（6か月以内のもの）が必要です。
- 4 会員は、衛生管理計画書を作成し、利用を希望する日の属する月（以下「利用希望月」という。）の前月1日から25日の間に予約を行い、甲の指定する方法により指定期日までに料金を支払うものとします。期日までに支払いを確認できない場合は、自動的に予約をキャンセルします。
- 5 一旦支払った料金は第15条に定める場合を除き、理由の如何にかかわらず返還しないものとします。
- 6 会員の都合で予約の変更を希望する場合は、利用希望月の前月25日までに甲に変更の申し出を行うものとします。予約状況等によって、変更できない場合があります。
- 7 甲は、特に会員から希望がなければ領収書を発行しないこととします。
- 8 会員は、定期的な利用や長期利用（5日／月以上）については、第1項から第6項の規定にかかわらず甲と別途協議の上利用するものとします。
- 9 対象スペースは甲、小川町及び地域おこし協力隊も利用するものとします。

（入館証）

第5条 甲は、本施設の入りに必要な入館証を、原則会員が所有するスマートフォンアプリに発行します。

- 2 会員は、入館証を複製、第三者に譲渡又は転貸してはなりません。
- 3 会員は、入館証を紛失、破損し、又は盗難にあった場合には、直ちに甲に届け出るものとします。この届出を怠り、甲に損害が生じた場合、その賠償責任を会員が負わなければならない場合があります。

（営業時間）

第6条 本施設の営業時間（以下、「営業時間」といいます。）は次のとおりです。

月曜日、火曜日、金曜日、土曜日、日曜日の9時から17時（祝日及び年末年始を除く）

会員は原則として営業時間内に限り本施設を利用することができます。終了時間までにすべての片付け、搬出が終わるよう退室してください。ただし、甲が認めた場合は別途協議の上、営業時間外の利用もできるものとします。

- 2 本施設の維持管理上、安全上その他の事由により必要な場合は、甲が会員へ事前に告知することにより、休業、時短営業及び利用制限（以下「休業等」という。）を行う場合があります。会員は、休業等に関して異議を申し立てることはできないものとします。

（設備等の利用）

第7条 会員は、対象スペース内に設置した次の設備等を利用することができます。

対象スペース	設備	備品
厨房 A	二重シンク、ガステーブル、冷凍冷蔵庫、スチームコンベクションオーブン、ホイロ	備品一覧表のとおり
厨房 B+飲食スペース	二重シンク、ガステーブル、冷凍冷蔵庫	

- 2 会員は、設備等を毀損、汚損、紛失した場合、甲又は小川町に対してその損害を全額賠償しなければなりません。
- 3 会員は、故障その他の理由により設備等が利用できなかったことを原因として会員に損害が生じた場合でも、その損害について賠償を請求することはできないものとします。
- 4 対象スペースの利用に際し必要な調理器具、食器等の持ち込みは可能とします。なお、電化製品は電力容量 1,000 ワット以下とします。

（インターネット環境提供サービス）

第8条 甲は、本施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供（以下「インターネット環境提供サービス」と言います。）するものとします。

- 2 会員が甲の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、次に掲げるトラブル等については、甲は一切の責任を負わないものとします。
- (1) インターネット上の Web サイトの適合性
 - (2) インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - (3) インターネット上のエラーや不具合
 - (4) インターネットの利用不能により生じた損害
 - (5) インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
 - (6) インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
 - (7) その他前各号に関連するトラブル等
- 3 甲は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。
- 4 甲が会員に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これにより会員に損害が生じた場合でも、会員に対してその損害を賠償することを要しないものとします。

（遵守事項・留意点）

第9条 会員は、本施設を善良なる管理者の注意をもって利用し、第三者に迷惑を及ぼさない範囲で業務又は作業を行う事ができるものとします。

- 2 会員は、甲が定める食品衛生管理マニュアル及び会員が作成する衛生管理計画を遵守し、本施設を利用するものとします。また、実施したことを記録・確認します。

- 3 会員は、利用後は対象スペース、付帯設備、備品等の洗浄・清掃を行い、作業台、流し台のアルコール消毒を徹底し、原状復帰を行ってから退室するものとします。
- 4 調理器具、食器等持ち込まれたもの（以下「持ち込み物」という。）はすべて持ち帰るものとします。なお、本施設内に残置された持ち込み物について、甲は当該会員に対し通知等何らの手続を要することなく処分することができるものとします。甲が処分した場合、会員は甲が負担した処分費用を甲に支払うものとします。
- 5 販売用商品を製造する場合は、食品表示法に基づく食品表示ラベルを必ず貼付するものとします。なお、アレルギーに配慮した製品であっても「アレルギー食材を調理している厨房で製造したもの」等と表記するものとします。
- 6 会員は、本施設の利用により出たゴミは全て持ち帰るものとします。
- 7 排水溝が詰まるおそれのある物は流さないこと。油を使用する場合は凝固剤等を使用し処分をするものとします。
- 8 利用者として提供した飲食物による食中毒が発生し、賠償金などが発生した場合は、利用者自身で負担するものとします。
- 9 販売用商品を製造する場合は、仕込みから包装まで全ての工程をキッチン内で行うものとします。本施設で製造した製品を販売した結果、食中毒や異物混入等が発生した場合は、該当商品の速やかな回収に努め、保健所の指導のもと必要な作業にはすべて協力することとします。賠償金などが発生した場合は、利用者自身で負担するものとします。
- 10 会員は、本施設内において、私物の管理を自己責任で行わなければなりません。会員の私物の紛失、盗難、破損又は汚損等による損害について、甲は一切その責任を負わないものとします。
- 11 本施設内での事故・けが・盗難等は、当社では一切の責任を負いません。会員は熱機器・刃物等の取扱いには十分注意し、必要な保険等に加入することとします。
- 12 喫煙する際は、甲が指定する場所又は本建物外の公共喫煙所において携帯灰皿等を用いて各種法令及び公共マナーに則った喫煙をお願いいたします。
- 13 会員の故意、過失又は会員の利用方法に起因する損害が生じた場合、本施設内又は本建物内の設備等の修繕費用は、会員が負担するものとします。
- 14 電気、エアコンの消し忘れ、水栓の締め忘れ等で発生した電気料金、水道料金を請求させていただく場合があります。
- 15 本建物の保守点検等に基づく立ち入りの際、会員は、甲又は小川町の措置に協力し、立ち入りを拒否することができないものとします。
- 16 本建物の電気設備の法定点検を行う際には、停電が発生する可能性があり、当該停電により損害が生じた場合でも、甲又は小川町に対し、何ら要求及び損害賠償を請求しないものとします。

（禁止事項）

- 第10条 他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす行為及び騒音、振動、臭気等を発する可能性のある物品又は危険物の持ち込み
- 2 当社の事前の書面による許可なく、本施設の住所及び名称を、名刺を含む印刷物またはウェブサイト等の電子媒体へ掲載する行為
 - 3 当社の事前の書面による許可なく、本施設の住所及び名称を、郵便物の宛先にする行為
 - 4 本施設内での動物の飼育又は持込み（甲の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除きます。ただし厨房内は衛生上一切の動物の立ち入りを禁止いたします。）
 - 5 本建物及び本施設の通路、階段、廊下、外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を掲示又は配架すること
 - 6 本施設内はもちろん本施設外においても、本施設を通じて知り合った人物に対して、ネットワークビジネス、マルチ商法、各種金融商品、保険関連商品、情報教材、各種物品商材やサービス等の販売、勧誘、斡旋又はその類似行為を行うこと

- 7 布教活動、宗教活動若しくは政治活動をすること
- 8 本規約違反行為、違法行為又は公序良俗に反する行為、その他甲又は小川町が合理的に判断して不適切と判断する行為を行うこと
- 9 暴力団、極左・極右暴力集団の構成員又はこれらの支配下にあるものとの関係を持つこと若しくはその恐れがある第三者との関係を持つこと
- 10 その他甲又は小川町が会員に適さないと判断する行為

(反社会的勢力の排除)

第11条 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(遅延損害金)

第12条 会員が、本規約に基づき甲に対し負担する金銭債務につき、その履行を遅延したときは、滞納額につき完済に至るまで年14.6%の割合で計算した遅延損害金(1円未満切り捨て)を支払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、甲は同会員の登録を抹消できるものとします。

(損害賠償)

- 第13条 会員は、甲、小川町、他の会員又は第三者に損害を与えた場合、甲に対して直ちにその旨を通知しなければなりません。
- 2 前項の損害が会員の故意又は過失によって生じた場合、会員は、その一切の損害を賠償しなければなりません。特に、甲以外の第三者に損害が発生した場合、会員は誠実に対処し、自ら責任をもって解決するものとします。
 - 3 甲が本規約に定める義務を怠ったことにより会員に損害が生じた場合、甲の賠償額は、会員が支払った利用料金の2倍相当額を上限とするものとします。

(免責事項)

- 第14条 次に掲げる事由により会員が被った損害について、甲はその責を負わないものとします。
- (1) 地震、水害等の天変地異、火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難及び通信設備機器その他の諸設備の不調、破壊、故障、偶発事故等の事由により被った損害
 - (2) 会員が他の会員又は第三者から被った損害
 - (3) 本施設及び本建物の維持保全のために行う保守点検、修理及び改修工事等による損害
 - (4) その他甲の責めに帰すことのできない事由により生じた損害

(不可抗力)

第15条 甲及び会員の責めに帰すことのできない事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損し、本施設の利用が不可能又は困難となったと甲が判断した場合、本施設における会員に対するサービスは終了するものとします。これにより会員の被った損害については、甲はその責を負わないものとします。

(登録の抹消)

第16条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、会員に対し通知等何らの手続を要することなく会員登録を抹消できるものとし、当該会員は本施設から即時退去することに加え、何ら異議を申し立てないものとします。

- (1) 会員登録手続の登録事項又は提出書類に虚偽又は不正があった場合
 - (2) 会員登録を継続しがたいと判断できる行為があり、甲が会員に対し行為を改めるように通知したにもかかわらず、15日を経過してもそれが是正されない場合
 - (3) 会員が利用料金を指定期日までに支払わなかった場合又は所定の決済手続が理由の如何にかかわらずできなかった場合
 - (4) 他の会員等本施設の利用者に対して著しい妨害や損害を与えた場合又は他の会員に著しく迷惑をかけたと甲が判断した場合
 - (5) 本施設及び本建物を故意又は重大な過失により毀損したと甲が判断した場合
 - (6) 本規約に違反した場合
 - (7) 違法行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったと甲が判断した場合
 - (8) 会員に著しく信用を失墜する事実があったと甲が判断した場合
 - (9) 会員が、暴力団、極左・極右暴力集団の構成員又はこれらの支配下にあるもの等の関係者であることが判明したとき又はその恐れがあると甲が判断した場合
 - (10) 銀行取引停止処分を受けたとき又は破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続の申立てがあった場合
 - (11) その他、甲が会員登録を抹消すべきである判断した場合
- 2 前項の規定により登録を抹消した場合、本施設内に残置された当該会員の私物、荷物等について、甲は当該会員に対し通知等何らの手続を要することなく処分することができるものとします。
- 3 前項の規定により会員登録を抹消された場合であっても、会員期間中に生じた事由により甲又は小川町に損害が及んだ場合、当該会員はその損害賠償の責任を免れないものとします。

(秘密情報)

第17条 本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全て及び会員の契約期間中、会員が知り得た甲又は他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報を指します。

- 2 会員は、自らの責任で自らの秘密情報を管理しなければならず、会員の秘密情報が漏洩した場合でも、甲は一切その責任を負わないものとします。
- 3 会員は、他の会員の秘密情報を取得した場合、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、当該秘密情報の開示者の許可無くソーシャルネットワークサービス（SNS）、自身のホームページ、ブログ等一切のネットを利用した手段その他手段の如何によらず、第三者に開示、漏洩、公開又は利用してはなりません。会員が本項に違反したことによって、当該会員以外の第三者に損害が発生した場合でも、甲はその責任を負わないものとします。
- 4 本条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 既に公知の情報
 - (2) 会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 既に会員が保有している情報

(個人情報保護)

第18条 甲は、会員の個人情報保護を別途甲ホームページ (<https://ogawa-uechu.com>) に掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 会員登録に際し、会員より開示を受けた個人情報（個人情報保護法2条に定める個人情報をいいます。以下同じ。）について、甲は厳重に管理し、本施設の運営にのみ利用します。

(雑則)

第19条 会員は、本建物の内外を問わず、近隣住民、店舗、事業者、本施設利用者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう十分な注意を払わなければなりません。また、会員は、会員間でのトラブルの未然防止のため、本施設内において他の会員へ十分な配慮を行うものとしします。

2 会員は、本施設が利用者相互の協力の場であることを認識し、環境の美化及び自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮するものとしします。

(規約の改定)

第20条 甲は、会員に何ら予告することなく本規約を改定できるものとしします。ただし、第4条第1項に定める料金を改定するときは、改定日の1か月前までに会員に対して告知(電子メール、甲のホームページ上での掲載等の方法による。)するものとしします。なお、甲は、本規約の変更に伴い会員に生じる損害の責を一切負わないものとしします。

(規定外事項)

第21条 本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈に疑義を生じたときは、甲及び会員は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとしします。

以上、会員は、本規約を遵守するとともに公序良俗に反することの無いよう、また、本施設が円滑に運営を行えるよう、甲及び他の会員と互いに敬意をもって接し、協力し合うものとしします。

2023年(令和5)年6月27日制定